

(⇒)

<https://docs.google.com/document/d/195mZBy2gOa6L3eQNBofLRcDEB1E7Bsg8/edit?usp=sharing&oid=101459707451073275716&rtpof=true&sd=true>
/ <https://bit.ly/3F7BjLW>)

最終更新: 12/5/2023 3:49 PM

二・二六決起趣意書・近衛上奏文などの我が国の歴史に残る重要な文献・文書など

[1972?]『日本解放第二期工作要綱』 by 中国共産党

(1) 表記修正版

⇒ https://drive.google.com/file/d/14zvmLWQWcki1h_gRuenypwtVILLQWET/view?usp=sharing
/ <https://goo.gl/xRZzdh>

[1964/7/25]『四王天延孝回顧録』 by 四王天延孝 (1879/9/2-1962/8/8)

(1) 一部現代語化版(稲葉正夫氏による跋を除く)

⇒ <https://docs.google.com/document/d/1gTNdAS1LXNG7Ya0NKjoxRpPdSGP0cOEX/edit?usp=sharing&oid=101459707451073275716&rtpof=true&sd=true>
/ <https://bit.ly/3pOdp0i>

[1949/6/15]『われ敗れたり』 by 児玉誉士夫 (1911/2/18-1984/1/17)

(1) 一部抜粋

⇒ https://docs.google.com/document/d/1CKdot-ToiMLwm7Jd_b2sr7-odk_gkKGE/edit?usp=sharing&oid=101459707451073275716&rtpof=true&sd=true
/ <https://bit.ly/3ZTRiXO>

[1946/4/1]『平和への努力』 by 近衛文麿 (1891/10/12-1945/12/16)

(1) 原著

⇒ <https://dl.ndl.go.jp/pid/1042005/1/2>
/ <https://bit.ly/45msnwY>

(2) 一部現代語化版

⇒ https://docs.google.com/document/d/1AX0SHNQpcYFwoEsxqF_FOKA8IJQvATkH/edit?usp=sharing&oid=101459707451073275716&rtpof=true&sd=true
/ <https://bit.ly/46wSdzs>

[1946/2/20]『最後の御前会議』 by 近衛文麿 (1891/10/12-1945/12/16)

(1) 原著

⇒ <https://www.amazon.co.jp/dp/B01BRIDPIW>
/ <https://bit.ly/4181eNM>

(2) 一部現代語化版(全文まで作成途上)

⇒ https://docs.google.com/document/d/1w0uOLrEzMzRlnMI83YUFICFqJuSA_2zg/edit?usp=sharing&oid=101459707451073275716&rtpof=true&sd=true
/ <https://bit.ly/3t7BLHE>

[1945/2/14] 近衛上奏文

(1) 原文

〔次のウィキペディアの解説ページ「近衛上奏文」に掲載されていたもの〕

→

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E8%BF%91%E8%A1%9B%E4%B8%8A%E5%A5%8F%E6%96%87>
(<https://bit.ly/3ZQFupe>)

戦局の見透しにつき考ふるに、最悪なる事態は遺憾ながら最早必至なりと存ぜらる。以下前提の下に申上ぐ。

最悪なる事態に立至ることは我国体の一大瑕瑾たるべきも、英米の輿論は今日迄の所未だ国体の変更と迄は進み居らず(勿論一部には過激論あり。又、将来如何に変化するやは測断し難し)随つて最悪なる事態丈なれば国体上はさまで憂ふる要なしと存ず。国体護持の立場より最も憂ふべきは、最悪なる事態よりも之に伴うて起ることあるべき共産革命なり。

つらつら思うに我国内外の情勢は今や共産革命に向つて急速に進行しつつありと存ず。即ち国外に於ては蘇聯の異常なる進出に之なり。我國民は蘇聯の意図を的確に把握し居らず。彼の一九三五年人民戦線戦術即ち二段革命戦術採用以来、殊に最近コミンテルン解散以来、赤化の危険を軽視する傾向顕著なるが、これは皮相且つ安易なる視方なり。蘇聯は究極に於て世界赤化を捨てざることは、最近欧州諸国に対する露骨なる策動により明瞭となりつつある次第なり。

蘇聯は欧州に於て其周辺諸国にはソビエツ的政權を、爾余の諸国には少くとも親蘇容共政權を樹立せんとして着々其の工作を進め、現に大部分成功を見つつある現状なり。

ユーゴーのチトー政權は其の最典型的なる具体表現なり。波蘭に対しては予めソ聯内に準備せる波蘭愛国者聯盟を中心にして新政權を樹立し、在英亡命政權を問題とせず押切りたり。羅馬尼、勃牙利、芬蘭に対する休戦条件を見るに、内政不干渉の原則に立ちつつもヒトラー支持団体の解散を要求し、實際上ソビエツ政權にあらざれば存在し得ざるが如く強要す。イランに対しては石油権利の要求に應ぜざるの故を以て内閣の総辞職を強要せり。瑞西がソ聯との国交開始を提議せるに対し、ソ聯は瑞西政府を以て親枢軸的なりとて一蹴し、之が為め外相の辞職を余儀なくせしめたり。

米・英占領下のフランス、ベルギー、オランダに於ては、対独戦に利用せる武装蜂起団と政府との間に深刻なる闘争続けられ、是等諸国は何れも政治的危機に見舞われつつあり。而して之等武装団を指揮しつつあるものは主として共産党なり。独逸に対しては波蘭に於けると同じく、已に準備せる自由独逸委員会を中心にして新政權を樹立せんとする意図たるべく、之は英米にとり今は頭痛の種なりと思はる。

ソ聯はかくの如く歐洲諸国に対し、表面は内政不干渉の立場を取るも、事実には極度の内政干渉をなし、国内政治を親ソ的方向に引摺らんとしつつあり。ソ聯の此の意図は東亜に対しても亦同様にして、現に延安にはモスコーより来れる岡野[5]を中心に日本解放聯盟組織せられ、朝鮮独立同盟・朝鮮義勇軍・台湾先(一字欠)隊等と連携し日本に呼びかけ居れり。斯くの如き形勢より推して考ふるに、ソ聯はやがて日本の内政に干渉し来れる危険十分ありと思はる(即共産党公認、共産主義者入閣ードゴール政府、バドリオ政府に要求せる如く一、治安維持法及防共協定の廃止等)。

翻て国内を見るに共産革命達成のあらゆる条件日々具備せられ行く觀あり。即ち生活の窮乏、労働者発言権の増大、英米に対する敵愾心昂揚の反面たる親ソ気分、軍部内一味の革新運動、之に便乗する所謂新官僚の運動、及、之を背後より操る左翼分子の暗躍等なり。

少壮軍人の多数は我国体と共産主義は両立するものなりと信じ居るものの如く、軍部内革新論の基調も亦ここにあり。皇族方の中にも此主張に耳を傾けらるる方ありと仄聞す。

職業軍人の大部分は中以下の家庭出身者にして其の多くは共産的主張を受入れ易き境遇にあり。只彼等は軍隊教育に於て国体觀念丈は徹底的に叩き込まれ居るを以て、共産分子は国体と共産主義の両立論を以て彼等を引摺らんとしつつあるものと思はる。

抑々満洲事變・支那事變を起し、之を拡大し、遂に大東亜戦争に迄導き来れるは、是等軍部内一味の意識的計画なりしこと今や明瞭なりと思はる。

満洲事變当時、彼等が事變の目的は国内革新にありと公言せるは有名なる事実なり。

支那事變当時「事變は永引くが宜し。事變解決せば国内革新は出来なくなる」と公言せしは此の一味の中心的人物なりき。

是等軍部内一味の革新論の狙ひは必ずしも共産革命に非ずとするも、これをとり巻く一部官僚及民間有志(之を右翼と云うも可、左翼と云うも可、所謂右翼は国体の衣を着けたる共産主義者なり)は意識的に共産革命に迄引きづらんとする意図を包蔵し居り、無智単純なる軍人之に踊らされたりと見て大過なしと存ず。此の事は過去十年間、軍部・官僚・右翼・左翼の多方面に互り交友を有せし不肖が最近静かに反省して到達したる結論にして、此の結論鏡にかけて過去十年間の動きを照し見るとき、そこに思ひ当る節々頗る多きを感じる次第なり。

不肖は此の間二度迄組閣の大命を拝したるが、国内の相剋摩擦を避けんが為出来る丈は是等革新者の主張も採り入れて挙国一致の実を挙げんと焦慮せる結果、彼等の背後に潜める意図を充分看取する能はざりしは、全く不明の致す所にして、何とも申訳なく深く責任を感じずる次第で御座います。

昨今戦局の危急を告ぐると共に一億玉砕を叫ぶの声次第に勢力を加へつつあり。かかる主張をなす者は所謂右翼者流なるも、背後より之を煽動しつつあるは、之によりて国内を混乱に陥れ、遂に革命の目的を達せんとする共産分子なりと睨み居れり。

一方に於て徹底的英米撃滅を唱ふる反面、親ソ空気は次第に濃厚になりつつある様に思はる。軍部の

一部にはいかなる犠牲を払ひてもソ聯と手を握るべしとさへ論ずるものあり。又延安との提携を考え居る者もありとのことなり。

以上の如く国の内外を通じ共産革命に進むべきあらゆる好条件が日一日と成長しつつあり。今後戦局益々不利ともならば此形勢は急速に進展致すべし。

戦局の前途につき何等か一縷でも打開の理ありと云ふならば格別なれど、最悪の事態必至の前提の下に論ずれば、勝利の見込なき戦争を之以上継続することは全く共産党の手に乗るものと云ふべく、従つて国体護持の立場よりすれば、一日も速に戦争終結の方途を講ずべきものなりと確信す。戦争終結に対する最大の障害は満洲事変以来今日の事態に迄時局を推進し来りし軍部内の彼の一味の存在なりと存ぜらる。彼等は已に戦争遂行の自信を失ひ居るも、今迄の面目上アク迄抵抗を続けるものと思はる。若し此の一味を一掃せずして早急に戦争終結の手を打つ時は、右翼左翼の民間有志一味と響応して国内に大混乱を惹起し、所期の目的を達成すること能はざるに至る處れあり。従つて戦争を終結せんとせば、先ず其の前提として此の一味の一掃が肝要なり。此の一味さへ一掃せらるれば、便乗の官僚・右翼・左翼の民間分子も影を潜むるならん。蓋し彼等は未だ大なる勢力を結成し居らず、軍部を利用して野望を達せんとする者に外ならざるが故なり。故に其本を絶てば枝葉は自ら枯るるものなりと思ふ。

尚之は少々希望的観測かは知れざれども、もし是等一味が一掃さる時は、軍部の相貌は一変し、英米及重慶の空気は或は緩和するに非ざるか。元来英米及重慶の目標は、日本軍閥の打倒にありと申し居るも、軍部の性格が変り、其の政策が改まらば、彼等としても戦争継続につき考慮する様になりはせずやと思はる。

それは兎も角として、此の一味を一掃し軍部の建直を実行することは、共産革命より日本を救ふ前提先決条件なれば、非常の御勇断をこそ望ましく存じ奉る。

以上申しげたる点につき間違えたる点あらば何卒御叱りを願度し。

— 近衛文麿、

(木戸日記研究会代表岡義武 編『木戸幸一関係文書』東京大学出版会、1966年、495-498頁。)

(2) 一部現代語化文

(今に生きる人たちが上の(1)の原文の内容を理解しやすいよう、原文の実質的内容を変えずに、最低限、表記上等の修正を加えたものです。)

戦局の見透しにつき考えるに、最悪なる事態は遺憾ながら最早必至なりと存ぜられる。

以下前提の下に申し上げる。

最悪なる事態に立ち至ることは、我が国体の一大**瑕瑾**たるべきも、英米の世論は今日までのところ、未だ国体の変更とまでは進み居らず**(もちろん一部には過激論あり。)**

また、将来如何に変化するやは測断し難し、)

したがって最悪なる事態だけなれば、国体上は、それほどまで憂える必要なしと存じる。

国体護持の立場より最も憂うべきは、最悪なる事態よりも、これに伴って起こることあるべき**共産革命**なり。

つらつら思うに、我が国内外の情勢は、今や共産革命に向つて急速に進行しつつありと存ず。

すなわち国外においては、**ソ連**の異常なる進出にこれなり。

我が国民はソ連の意図を的確に把握し居らず。

かの**1935年人民戦線戦術**すなわち二段革命戦術採用以来、ことに最近、**コミンテルン**解散**(1943/5/15)**以来、赤化の危険を軽視する傾向顕著なるが、これは皮相且つ安易なる視方なり。

ソ連は究極において世界赤化を捨てざることは、最近欧州諸国に対する露骨なる策動により明瞭となりつつある次第なり。

ソ連は欧州において、その周辺諸国にはソビエト的政権を、**爾余**の諸国には少なくとも親ソ容共政権を樹立せんとして着々そのの工作を進め、現に大部分成功を見つつある現状なり。

ユーゴスラビア(1929-2003)のチトー(1892-1980)政権は、その最も典型的なる具体表現なり。

ポーランドに対しては、予めソ連内に準備させたポーランド愛国者連盟を中心に新政権を樹立し、在英亡命政権を問題とせず押し切りたり。

ルーマニア・ブルガリア・フィンランドに対する休戦条件を見るに、内政不干渉の原則に立ちつつも、**ヒトラー(1889-1945)**支持団体の解散を要求し、實際上ソビエト政権にあらざれば存在し得ざるが如く強要す。

イランに対しては石油権利の要求に應ぜざるの故を以て、内閣の総辞職を強要せり。

スイスがソ連との国交開始を提議せるに對し、

ソ連はスイス政府を以て親**枢軸**的なりとて一蹴し、これがため外相の辞職を余儀なくせしめたり。

米英占領下のフランス・ベルギー・オランダにおいては、対独戦に利用する武装蜂起団と政府との間に深刻なる闘争が続けられ、

これら諸国はいずれも政治的危機に見舞われつつあり。

そうしてこれら武装団を指揮しつつあるものは主として共産党なり。

ドイツに対してはポーランドにおけると同じく、既に準備せる自由ドイツ委員会を中心に新政権を樹立せんとする意図たるべく、

これは英米にとり、今は頭痛の種なりと思われる。

ソ連はかくの如く欧州諸国に對し、表面は内政不干渉の立場を取るも、事実においては極度の内政干渉をなし、

国内政治を親ソ的方向に引きずらんとしつつあり。

ソ連のこの意図は東亜に対してもまた同様にして、現に延安にはモスクワより来れる岡野(野坂参三(1892-1993)の変名)を中心に日本解放連盟が組織せられ、

朝鮮独立同盟・朝鮮義勇軍・台湾先(一字欠)隊(台湾義勇隊(?))等と連携し日本に呼びかけ居れり。

このような形勢より推して考えるに、ソ連はやがて日本の内政に干渉し来られる危険が充分あると思われる

(すなわち共産党公認、共産主義者入閣——ドゴール政府・バドリオ政府に要求したように——、治安維持法及び防共協定の廃止等)。

翻って国内を見るに、共産革命達成のあらゆる条件日々具備せられ行く観あり。

すなわち、生活の窮乏、労働者発言権の増大、英米に対する敵愾心高揚の反面たる、親ソ気分、軍部内一味の革新運動、これに便乗するいわゆる新官僚の運動、及び、これを背後より操る左翼分子の暗躍等なり。

少壮軍人の多数は、我が国体と共産主義は両立するものなりと信じ居るものの如く、軍部内革新論の基調もまたここにあり。

皇族方の中にもこの主張に耳を傾けらるる方ありと仄聞する。

職業軍人の大部分は中以下の家庭出身者にして、その多くは共産的主張を受け入れ易き境遇にあり。ただ彼らは軍隊教育において、国体観念だけは徹底的にたたき込まれ居るを以て、共産分子は国体と共産主義の両立論を以て、彼らを引きずらんとしつつあるものと思われる。

そもそも満洲事変(柳条湖事件(1931/9/18)が発端)・支那事変(盧溝橋事件(1937/7/7-9)が発端となる日中戦争)を起こし、これを拡大し、

ついに大東亜戦争(真珠湾攻撃(1941/12/8)が発端となる太平洋戦争)にまで導き来たれるは、

これら軍部内一味(現在までに陸軍統制派と判明)の意識的計画なりしこと、今や明瞭なりと思われる。

満洲事変当時、彼らが事変の目的は国内革新にありと公言せるは、有名なる事実なり。

支那事変当時、「事変は、永引くが宜し。事変解決せば国内革新は出来なくなる」と公言せしは、この一味の中心的人物なりき。

これら軍部内一味の革新論の狙いは必ずしも共産革命に非ずとするも、

これを取り巻く一部官僚及び民間有志(これを右翼と云うも可、左翼と云うも可、いわゆる右翼は国体の衣を着けたる共産主義者なり)は意識的に、

共産革命にまで引きずらんとする意図を包蔵し居り、

無智単純なる軍人これに踊らされたりと見て、大過なしと存ず。

この事は、過去十年間、軍部・官僚・右翼・左翼の多方面にわたり交友を有せし不肖が、最近静かに反省して到達したる結論にして、

この結論、鏡に掛けて過去十年間の動きを照らし見るとき、そこに思い当たる節々、すこぶる多きを感じる次第なり。

不肖はこの間、二度まで組閣の大命を拝したるが、

国内の相剋・摩擦を避けんがため、出来るだけこれら革新者の主張も採り入れて拳国一致の実を挙げんと焦慮せる結果、

彼らの背後に潜める意図を充分看取することができなかつたことは、

全く不明の致すところにして、何とも申し訳なく、深く責任を感じずる次第でございます。

昨今、戦局の危急を告げると共に、一億玉砕を叫ぶ声が次第に勢力を加えつつあり。

かかる主張をなす者は、いわゆる右翼者流なるも、

背後よりこれを煽動しつつあるは、これによって国内を混乱に陥れ、ついに革命の目的を達せんとする共産分子なりとにらみ居れり。

一方において、徹底的英米撃滅を唱える反面、親ソ空気は次第に濃厚になりつつあるように思われる。

軍部の一部には、いかなる犠牲を払っても、ソ連と手を握るべしとさえ論ずる者あり。

また延安との提携を考え居る者もありとのことなり。

以上のように、国の内外を通じ共産革命に進むべきあらゆる好条件が日一日と成長しつつあり。

今後、戦局が益々不利ともなれば、この形勢は急速に進展致すべし。

戦局の前途につき、なんらか一縷でも打開の理ありというならば格別なれど、

最悪の事態必至の前提の下に論ずれば、

勝利の見込なき戦争をこれ以上継続することは全く共産党の手に乗るものというべく、

したがって国体護持の立場よりすれば、一日も速やかに戦争終結の方途を講ずべきものなりと確信する。

戦争終結に対する最大の障害は、満洲事変以来、今日の事態にまで、時局を推進し来たりし軍部内のかの一味の存在なりと存ぜられる。

彼らは既に戦争遂行の自信を失い居るも、今までの面目上、飽くまで抵抗を続けるものと思われる。

もしこの一味を一掃せずして、早急に戦争終結の手を打つ時は、

右翼左翼の民間有志一味と響応して国内に大混乱を惹起し、所期の目的を達成することができないことになる虞れあり。

したがって戦争を終結しようとするならば、先ずその前提として、この一味の一掃が肝要なり。

この一味さえ一掃させられれば、便乗の官僚・右翼・左翼の民間分子も影を潜むるならん。

蓋し、彼らは未だ大なる勢力を結成し居らず、軍部を利用して野望を達せんとする者に外ならざるが故なり。

故に、その本を絶てば、枝葉は自ら枯るるものなりと思ふ。

なお、これは、少々希望的観測かも知れないけれども、

もしこれら一味が一掃された時には、軍部の相貌は一変し、英米及び重慶の空気は或いは緩和するので

はないか。

元来、英米及び重慶の目標は、日本軍閥の打倒にありと申し居るも、軍部の性格が変わり、その政策が改められれば、彼らとしても戦争継続につき考慮するようになりはしないかと思われる。

それはともかくとして、**この一味**を一掃し軍部の立て直しを実行することは、共産革命より日本を救う前提・先決条件であるので、非常の御勇断をこそ望ましく存じ奉る。

以上申し上げた点につき間違えている点があれば、**何卒**お叱りを願います。

— 近衛文麿

[1944/7/26] 尾崎秀実氏の遺書

(1) 原文

(次の青空文庫内のページに掲載されていたもの

⇒ https://www.aozora.gr.jp/cards/000242/files/1322_20768.html

/ <https://bit.ly/491189w>)

遺書

尾崎秀実

拝啓

昨日はおいそがしいところを貴重な時間を割き御引見下され有難う存じました。先生のいつに変わらず御元氣な御様子をまことに心強く存ぜられました。さてその際先生より私身、後のことについて御示唆がありましたので、遺言と申す程のことはありませんが、家内へ申し伝えたい言葉を先生までお伝え致しおき、小生死後先生よりお伝え願ったらいかがなものかと、ふと心付きましたのでこの手紙を認めました次第でございます。実はこれらのことは家内への手紙にも書きましたのですが、どういものか家へその書信が到着しておりません。或いは事柄があまりに強く響き過ぎますため、家内のものへ与える衝撃を慮つての検閲者の親切心のためかとも存じますが、ともかく私としても気もちよく語れる事柄でもありませんが、用件には違いありませんから申し残したいと存じます。そんなわけでありますから、どうか先生から家内へお伝えの場合も、小生の死後にお願ひ致し度く存じます。

一、小生屍体引取りの際は、どうせ大往生ではありませんから、死顔など見ないでほしいということ、楊子はその場合連れて来ないこと。

一、屍体は直ちに火葬場に運ぶこと、なるべく小さな骨壺に入れ家に持参し神棚へでもおいておくこと。

一、乏しい所持金のうちから墓地を買うことなど断じて無用たるべきこと。勿論葬式告別式等一切不用のこと(要するに、私としては英子や楊子、並びに真に私を知ってくれる友人達の記憶の中に生き得ればそれで満足なので、形の上で跡をとどめることは少しも望んでおりません)。

勿論こうは申しまして、私は死後まで家人の意志を束縛しようというわけではありません、寧ろ私の真意は私には何等特別の要求はありません、どうぞ御随意に皆さんで、というところなのでありますが、ただ参考までに申したというところです。将来平和な時期が来て、我が楊子が一本立ちが立派に出来てその上でお母さんと一緒にお父さんのお墓も作ってやろうということにでもなれば、その時はまた喜んでお墓の中にも入りましょう。ただ疎開だ、避難だという場合には骨壺などまで持ち歩く必要はありませんから、それこそ庭の隅にでも埋めて置いてくれて結構です。——その上に白梅の枝でも植えておいてもらえばこの上ありません。

次に、これは申すまでも無いかと存じますが、英子の行動は今後自由勝手たるべきこと。私は何等特別の注文はありません。楊子の将来についてもこれまでいろいろのことを空想まじりで希望がましく述べたりしましたが、それも今は何等特別の指示は致しません。今後の諸情勢と楊子自体の希望によって決定されるべきものであり、英子と雖も単に親切な助言者以上の役割を努める以外に、自分の意思を強いても無駄であると知るべきでしょう。云うまでもありませんが、私の家を存続するとか、尾崎の名を伝えるとかいう気もありませんから、「養子」などのことは毫ごうも特別考慮の必要ありません。只一つの希望は将来楊子が夫を持つ場合お母さんをも大事にしてくれる人を選んでほしいということだけです。

私が妻子に只一つ大きな声で叫びたいことは、「一切の過去を忘れよ」「過去を棄てよ」ということです。私が昔からそれとなく云いつたえ、ことに過去二年九カ月にわたって何とかして分からせたいと考えて云ったり書いたりしたことはただそれだけだったのです。お金がもはや頼りにならないことは事実が否応なしに教えた筈です。物と雖もやがて同様です。結局それは過去の残骸です。否そればかりでなく、過去の記憶にすら捉われてはならない時です。一切を棄て切って勇ましく奮い立つもののみ将来に向って生き得るのだということをはんとに腹から知ってもらいたいというのです。

家内は私の行動があまりに突飛であり自分のことを思わないばかりでなく、妻子の幸福を全然念頭に置かない残酷な行動だったと恨んでいることが手紙の中などからよくかがわれます。無理からぬことと思います。(家内はもともと消極的な女で実につつましい片隅の家庭生活の幸福だけを私に望んでいたもので、所謂私の世間的な出世や華々しい成功などは寧ろ嫌っているものであります。)だが私には迫り来る時代の姿があまりにもはっきり見えているので、どうしても自分や家庭のことに特別な考慮を払う余裕が無かったのです。というよりもそんなことを考えたて無駄だ、一途に時代に身を挺して生き抜くことのうちに自分もまた家族たちも大きく生かされることもあろうと真実考えたのであります。(ここは誠に説明のむづかしいところです。結局「冷暖自知れいだんじち」してもらうより他はないと思います。私はこのころ、真実のことを云おうとすればする程、言葉というものが如何に不完全なものかということを感じて来ました。評論や記事などを書く場合にだけしか言葉というものは役に立たないものだと思いました。)

私の最後の言葉をも一度繰り返したい。「大きく眼を開いてこの時代を見よ」と。真に時代を洞見するならば、もはや人を羨む必要もなく、また我が家の不幸を嘆くにも当たらないであろう。時代を見、時代の理解に徹して行ってくれることは、私の心に最も近づいてくれる所以ゆえんなのだ、これこそは私に対する最大の供養であると、どうぞお伝え下さい。

この私の切なる叫びが幾分でも妻子の心にとどくならば私は以て瞑します。これ以上何の喜びがありま

しよう。(このこともまた私の死後機会を見て先生からよく了解の行くようにお話下さい。今いえばただ私の身勝手に過ぎず、妻子をいたずらにつき放して一人うそぶいているように思われるおそれがありますから。)

そうはいうものの私は心から妻に対して感謝しております。そうして「心からお気の毒であったと思っています」とお伝え下さい。一徹な理想家というものと、たまたま地上で縁を結んだ不幸だとあきらめてもらう他ありません。

平野検事のお心づくしも有難う存じました。先生からどうぞよろしくお伝え下さい。なお同検事は御存知のことと存じますが、私は目下ここの所長さんの御好意によって自由な感想録を書かしていただいています。これは門外永久不出で単に所長さんにだけ読んでいただく、それも私の生前にはお目につけないということにして御諒解を願っております。従ってそれはただ私のたのしみのために書いているようなものがあります。いわば大波の来る前に砂浜の上に書いた文字のようなものがあります。ただ私の態度は湖水の静かな水のようにその上を去来する白雲や時には乱雲や鳥の影や、また樹影やらを去来のままに映し来り映し去って行きたいと思っています。世界観あり、哲学あり、宗教観あり、文芸批評あり、時評あり、慨世あり、経綸あり、論策あり、身辺雑感あり、過去の追憶あり、といった有様で、よく読んでいただければ何かの参考にはなろうかと思っております。併しもとよりそれを目的に書いているではありません。ただこれは先生に私がこんなものを物しているということだけを知っておいていただきたいと存じたまでであります。時世のことについては最早何事も申しません。ただ小生の胸中お察し下さい。

国家のため先生のご自愛のほど祈る念ますます切なるものがあります。

堀川先生はじめ皆様へよろしくお伝え下さい。

昭和十九年七月二十六日

尾崎秀実

頓首再拝

竹内老先生 玉案下

追白、一番暑熱の必要なこの頃、この涼しさはお米のことが心配になります。

底本:「日本の名随筆 別巻17 遺言」作品社

1992(平成4)年7月25日第1刷発行

底本の親本:「愛情はふる星のごとく」東都書房

1964(昭和39)年10月

入力:渡邊つよし

校正:菅野朋子

2000年11月13日公開

2005年12月14日修正

(2) 一部表記修正版

拝啓

昨日はおいそがしいところを貴重な時間を割き御引見下され有難う存じました。先生のいつに変わらず御元気な御様子をまことに心強く存ぜられました。さてその際先生より私身、後のことについて御示唆がありましたので、遺言と申す程のことはありませんが、家内へ申し伝えたい言葉を先生までお伝え致しおき、小生死後先生よりお伝え願ったらいかがなものかと、ふと心付きましたのでこの手紙を認めました次第でございます。実はこれらのことは家内への手紙にも書きましたのですが、どういものか家へその書信が到着しておりません。或いは事柄があまりに強く響き過ぎますため、家内のものへ与える衝撃を慮っての検閲者の親切心のためかとも存じますが、ともかく私としても気もちよく語れる事柄でもありませんが、用件には違いありませんから申し残したいと存じます。そんなわけでありますから、どうか先生から家内へお伝えの場合も、小生の死後後にお願ひ致し度く存じます。一、小生屍体引取りの際は、どうせ大往生ではありませんから、死顔など見ないでほしいということ、楊子はその場合連れて来ないこと。一、屍体は直ちに火葬場に運ぶこと、なるべく小さな骨壺に入れ家に持参し神棚へでもおいておくこと。一、乏しい所持金のうちから墓地を買うことなど断じて無用たるべきこと。勿論葬式告別式等一切不用のこと(要するに、私としては英子や楊子、並びに真に私を知ってくれる友人達の記憶の中に生き得ればそれで満足なので、形の上で跡をとどめることは少しも望んでおりません)。

勿論こうは申しまして、私は死後まで家人の意志を束縛しようというわけではありません、寧ろ私の真意は私には何等特殊の要求はありません、どうぞ御随意に皆さんで、というところなのでありますが、ただ参考までに申したというところです。将来平和な時期が来て、我が楊子が一本立ちが立派に出来てその上でお母さんと一緒にお父さんのお墓も作ってやろうということにでもなれば、その時はまた喜んでお墓の中にも入りましょう。ただ疎開だ、避難だという場合には骨壺などまで持ち歩く必要はありませんから、それこそ庭の隅にでも埋めて置いてくれて結構です。――その上に白梅の枝でも植えておいてもらえばこの上ありません。

次に、これは申すまでも無いかと存じますが、英子の行動は今後自由勝手たるべきこと。私は何等特別の注文はありません。楊子の将来についてもこれまでいろいろのことを空想まじりで希望がましく述べたりしましたが、それも今は何等特別の指示は致しません。今後の諸情勢と楊子自体の希望によって決定さるべきものであり、英子と雖も単に親切な助言者以上の役割を努める以外に、自分の意思を強いても無駄であると知るべきでしょう。云うまでもありませんが、私の家を存続するとか、尾崎の名を伝えるとかいう気もありませんから、「養子」などのことは毫ごも特別考慮の必要ありません。只一つの希望は将来楊子が夫を持つ場合お母さんをも大事にしてくれる人を選んでほしいということだけです。

私が妻子に只一つ大きな声で叫びたいことは、「一切の過去を忘れよ」「過去を棄てよ」ということです。私が昔からそれとなく云いつたえ、ことに過去二年九カ月にわたって何とかして分からせたいと考えて云ったり書いたりしたことはただそれだけだったのです。お金がもはや頼りにならないことは事実が否応なしに教えた筈です。物と雖もやがて同様です。結局それは過去の残骸です。否そればかりでなく、過去の記憶にすら捉われてはならない時です。一切を棄て切って勇ましく奮い立つもののみ将来に向って生き得るのだということをほんとに腹から知ってもらいたいというのです。

家内は私の行動があまりに突飛であり自分のことを思わないばかりでなく、妻子の幸福を全然念頭に置かない残酷な行動だったと恨んでいることが手紙の中などからよくかがわれます。無理からぬことと思います。

(家内はもともと消極的な女で実につつましい片隅の家庭生活の幸福だけを私に望んでいたのも、所謂私の世間的な出世や華々しい成功などは寧ろ嫌っているものであります。)

だが私には迫り来る時代の姿があまりにもはっきり見えているので、どうしても自分や家庭のことに特別な考慮を払う余裕が無かったのです。というよりもそんなことを考えたとして無駄だ、一途に時代に身を挺して生き抜くことのうちに自分もまた家族たちも大きく生かされることもあろうと真実考えたのであります。

(ここは誠に説明のむづかしいところです。)

結局「冷暖自知」してもらいより他はないと思います。

私はこのころ、真実のことを云おうとすればする程、言葉というものが如何に不完全なものかということを感じて来ました。

(評論や記事などを書く場合にだけしか言葉というものは役に立たないものだと思います。)

私の最後の言葉をも一度繰り返したい。「大きく眼を開いてこの時代を見よ」と。真に時代を洞見するならば、もはや人を羨む必要もなく、また我が家の不幸を嘆くにも当らないであろう。時代を見、時代の理解に徹して行ってくれることは、私の心に最も近づいてくれる所以なのだ、これこそは私に対する最大の供養であると、どうぞお伝え下さい。

この私の切なる叫びが幾分でも妻子の心にとどくならば私は以て瞑します。これ以上何の喜びがありません。

(このこともまた私の死後機会を見て先生からよく了解の行くようにお話し下さい。)

今いえばただ私の身勝手に過ぎず、妻子をいたずらにつき放して一人うそぶいているように思われるおそれがありますから。)

そうはいうものの私は心から妻に対して感謝しております。そうして「心からお気の毒であったと思っている」とお伝え下さい。一徹な理想家というものと、たまたま地上で縁を結んだ不幸だとあきらめてもらう他ありません。

平野検事のお心づくしも有難う存じました。先生からどうぞよろしくお伝え下さい。なお同検事は御存知のことと存じますが、私は目下この所長さんの御好意によって自由な感想録を書かしていただいています。これは門外永久不出で単に所長さんにだけ読んでいただく、それも私の生前にはお目につけないということにして御諒解を願っております。従ってそれはただ私のたのしみのために書いているようなものであります。いわば大波の来る前に砂浜の上に書いた文字のようなものであります。ただ私の態度は湖水の静かな水のようにその上を去来する白雲や時には乱雲や鳥の影や、また樹影やらを去来のままに映し来り映し去って行きたいと思っています。世界観あり、哲学あり、宗教観あり、文芸批評あり、時評あり、慨世あり、経綸あり、論策あり、身辺雑感あり、過去の追憶あり、といった有様で、よく読んでいただければ何かの参考にはなろうかと思っております。併しもとよりそれを目的に書いているものではありません。ただこれは先生に私がこんなものを物しているということだけを知っておいていただきたいと存じたままであります。時世のことについては最早何事も申しません。ただ小生の胸中お察し下さい。

国家のため先生のご自愛のほど祈る念ますます切なるものがあります。

堀川先生はじめ皆様へよろしくお伝え下さい。

昭和十九年七月二十六日

尾崎秀実
[頓首再拝](#)

竹内老先生 [玉案下](#)

[追白](#)、一番暑熱の必要なこの頃、この涼しさはお米のことが心配になります。

[1941/10/16] 近衛文麿内閣総理大臣の辞表

(1) 原文

⇒ <https://dl.ndl.go.jp/pid/1042005/1/53>

/ <https://bit.ly/3uol7mf>

(2) 修正版

臣 文麿

先に図らずも3度、大命(大命降下)を辱うして(かたじけのうして(?))内閣を組織するや、
現下の国際政局に[処して](#)国家将来の伸張を期せんがためには、
速やかに米国との友好関係を調整し、
よつてもつて支那事変(1937/7/7-1945/8/15)の急速解決を図らざるべからず、と確信し、
米国政府に対し全力を挙げて数次の交渉往復を重ね、
大統領に対しては親しく両者会談の機を与えられんことを要望し、
もつて今日に及べり。
しかるに最近に至り東條陸軍大臣は、右交渉はその所望時期(概ね10月中下旬)までには到底成立の
望みなしと判断し、
すなわち本年9月6日御前会議の議を経て勅裁を仰ぎたる「帝国国策遂行要領」中、三の「我が要求を貫徹し得る目途なき」場合と認め、
今や対米会戦を用意すべき時期に到達せりとなすに至れり。
つづく[性み](#)(おもんみる(?))に、対米交渉は[仮すに](#)時日をもつてすれば、なおその成立の望みなしとは断ずべからざるとともに、
最も難関なりと思考されるる撤兵問題も、名を捨て実を取る主旨により、形式は彼(米国)に譲る態度を採れば、今なお妥結の望みありと信ぜられるをもつて、
支那事変の未だ解決せざる現在において、更に前途の透見すべからざる大戦争に突入するようなことは、
支那事変勃発以来、重大な責任を痛感しつつある臣文麿の到底忍び難きところなり。
よつてこの際は、政府・軍部、協力一致、その最善を尽くして、
飽くまで対米交渉を成立させて、もつて一応、支那事変を解決せんとすることは、
国力培養の点よりいふも、また民心安定の上より見るも、現下喫緊の要事にして、
国運の発展を望めば、むしろ今日より大いに伸びんがために、よく屈し、
国民をして臥薪嘗胆ますます君国のために邁進させるをもつて、
最も時宜を得たるものなりと信じ、
臣は衷情を披歴して、東條陸軍大臣を説得すべく解決したり。
これに対し陸軍大臣は、総理大臣の苦心と衷情とは深く了とするところなるも、
撤兵は軍の士気維持の上より到底同意し難く、
また一度、米国に屈する時、彼(米国)はますます驕横の措置に出で、ほとんど底止するところを知らざるへく、
たとい一応、支那事変の解決を見たりとするも、
日支関係は[両3年](#)を出でずして、再び破綻するに至ることもまた予想される。
且つ国内の弱点は彼我ともに存するをもつて、時期を失せず、この際、開戦を同意すべきことを主張してやまず。
懇談4度に及びたるも、ついに同意させるに至らず。
これにおいて、臣はついに所信を貫徹して輔弼の重責を完了すること能わざるに至れり。
これひとえに臣が非才の致すところにして、誠に恐懼の至りに耐えず。
[仰ぎ願わくば](#)、聖断を垂れ給ひ、臣が重職を解き給わんことを、臣文麿、誠惶誠恐慎みて奏す。

昭和16年(1941年)10月16日

内閣総理大臣公爵 近衛文麿

[1941/7/2] 情勢の推移に伴う帝国国策要綱

⇒

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%83%85%E5%8B%A2%E3%83%8E%E6%8E%A8%E7%A7%BB%E3%83%8B%E4%BC%B4%E3%83%95%E5%B8%9D%E5%9B%BD%E5%9B%BD%E7%AD%96%E8%A6%81%E7%B6%B1>

/ <https://bit.ly/3ukEHKH>

(1) 原文

⇒ <https://www.jacar.archives.go.jp/das/meta/C12120183800>

/ <https://bit.ly/3sAYGuO>

(2) 修正版(適宜, 表記上・表現上の修正あり)

情勢の推移に伴う帝国国策要綱

昭和16年(1941年)7月2日 御前会議決定

第一 方針

1. 帝国は、世界の情勢変転の如何にかかわらず、大東亜共栄圏を建設し、もって世界平和の確立に寄与せんとする方針を堅持する。
2. 帝国は依然、支那事変処理に邁進し、且つ自存自衛の基礎を確立するため、南方進出の歩を進め、また情勢の推移に応じ北方問題を解決する。
3. 帝国は、右目的達成のため、いかなる障害をもこれを排除する。

第二 要綱

1. 蔣政権屈服促進のため、更に南方諸地域よりの圧力を強化する。

情勢の推移に応じ適時、重慶政権に対する交戦権を行使し、且つ支那における敵性租界を接收する。

2. 帝国はその自存自衛上、南方要域に対する必要な外交交渉を続行し、その他各般の施策を促進する。

これがため対英米戦の準備を整え、先ず「対仏印・泰施策要綱」及び「南方施策促進に関する件」により、仏印及び泰に対する諸方策を完遂し、もって南方進出の態勢を強化する。

帝国は、本号目的達成のため、対英米戦を辞せず。

3. 独ソ戦に対しては、三国枢軸の精神を基調とするも、暫くこれに介入することなく、密かに対ソ武力的準備を整え、自主的に対処する。

この間、もとより周密なる用意をもって、外交交渉を行う。

独ソ戦争の推移が帝国のため有利に進展すれば、武力を行使して北方問題を解決し、北辺の安定を確保する。

4. 前号遂行に当たり、各種の施策、就中武力行使の決定に際しては、対英米戦争の基本態勢の保持に大いなる支障がないようにする。

5. 米国の参戦は、既定方針に伴い、外交手段その他あらゆる方法により極力これを防止すべきも、万一、米国が参戦した場合には、帝国は、三国条約に基づき行動する。

ただし武力行使の時機及び方法は、自主的にこれを定める。

6. 速やかに国内戦時体制の徹底的強化に移行する。

特に国土防衛の強化に努める。

7. 具体的措置に関しては、別にこれを定める。

[1941/9/6] 帝国国策遂行要綱

⇒

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%B8%9D%E5%9B%BD%E5%9B%BD%E7%AD%96%E9%81%82%E8%A1%8C%E8%A6%81%E9%A0%98%E6%98%AD%E5%92%8C16%E5%B9%B49%E6%9C%886%E6%97%A5%E5%BE%A1%E5%89%8D%E4%BC%9A%E8%AD%B0%E6%B1%BA%E5%AE%9A>

/ <https://bit.ly/3MCHtYI>

(1) 原文

昭和十六年九月六日御前会議決定

帝国は現下の急迫せる情勢特に米英蘭各国の執れる対日攻勢ソ連の情勢及帝国国力の弾撥性に鑑み「情勢の推移に伴う帝国国策要綱」中南方に対する施策を左記に依り遂行す

1. 帝国は自存自衛を全うする為対米(英蘭)戦争を辞せざる決意の下に概ね十月下旬を目途とし戦争準備を完整す
2. 帝国は右に並行して米英に対し外交の手段を尽して帝国の要求貫徹に努む対米(英)交渉に於て帝国の達成すべき最小限度の要求事項並に之に関連し帝国の約諾し得る限度は別紙の如し
3. 前号外交交渉に依り十月上旬頃に至るも尚我要求を貫徹し得る目途なき場合に於ては直ちに対米(英蘭)開戦を決意す対南方以外の施策は既定国策に基き之を行い特に米ソの対日連合戦線を結成せしめざるに勉む

別紙

対米(英)交渉に於て帝国の達成すべき最小限度の要求事項並に之に関連し帝国の約諾し得る限度

第一 対米(英)交渉に於て帝国の達成すべき最小限度の要求事項

1. 米英は帝国の支那事変処理に容喙し又は之を妨害せざること
- (1) 帝国の日支基本条約及日満支三国共同宣言に準拠し事変を解決せんとする企図を妨害せざること
- (2) ビルマ公路を閉鎖し且蔣政権に対し軍事的並に経済的援助をなさざること
2. 米英は極東に於て帝国の国防を脅威するが如き行動に出でざること
- (1) 日仏間の約定に基く日仏印間特殊関係を容認すること
- (2) 泰、蘭印、支那及極東ソ領内に軍事的權益を設定せざること
- (3) 極東に於ける兵備を現状以上に増強せざること
3. 米英は帝国の所要物資獲得に協力すること
- (1) 帝国との通商を恢復し且南西太平洋に於ける両国領土より帝国の自存上緊要なる物資を帝国に供

給すること

(2) 帝国と泰及蘭印との間の経済提携に付友好的に協力すること

第二 帝国の約諾し得る限度

第一に示す帝国の要求の応諾せらるるに於ては

- (1) 帝国は仏印を基地として支那を除く其の近接地域に武力進出をなさざること
- (2) 帝国は公正なる極東平和確立後仏領印度支那より撤兵する用意あること
- (3) 帝国は比島の中立を保証する用意あること

(2) 修正版

帝国は、現下の急迫せる情勢、

特に米・英・蘭等各国のとれる対日攻勢、「ソ」連の情勢、及び、帝国国力の弾発性等に鑑み、「情勢の推移に伴う帝国国策要綱」中、南方に対する施策を先により遂行する。

1. 帝国は自存自衛を全うするため、対米(英蘭)戦争を辞さざる決意のもとに、概ね10月下旬を目途とし戦争準備を完整する。

2. 帝国は右に並行して米英に対し、外交の手段を尽くして、帝国の要求貫徹に努める。

対米(英)交渉において、帝国の達成すべき最小限度の要求事項、並びに、これに関し帝国の約諾し得る限度は、別紙の通りである。

3. 前号外交交渉により10月上旬頃に至るもなお、我が要求を貫徹し得る目途なき場合においては、直ちに對米(英蘭)開戦を決意する。

別紙 (表記上・表現上等の修正を加えたもの)

対米(英)交渉において帝国の達成すべき最小限度の要求事項、並びに、これに関連し帝国の約諾し得る限度

第一 対米(英)交渉において帝国の達成すべき最小限度の要求事項

1. 米英は、帝国の支那事変処理に容喙し、又はこれを妨害せざること

(1) 帝国の日支基本条約及び日滿支三国共同宣言に準拠し事変を解決せんとする企図を妨害しないこと

(2) ビルマ公路を閉鎖し、且つ、蔣政権に対し軍事的並びに経済的援助をしないこと

2. 米英は、極東において帝国の国防を脅威するような行動に出ないこと

(1) 日仏間の約定に基づく日仏印間特殊関係を容認すること

(2) 泰、蘭印、支那及び極東ソ領内に軍事的權益を設定しないこと

(3) 極東における兵備を現状以上に増強しないこと

3. 米英は、帝国の所要物資獲得に協力すること

(1) 帝国との通商を回復し、且つ南西太平洋における両国領土より帝国の自存上緊要なる物資を帝国に供給すること

(2) 帝国と泰及び蘭印との間の経済提携につき友好的に協力すること

第二 帝国の約諾し得る限度

第一に示す帝国の要求の応諾せらるるにおいては、

(1) 帝国は、仏印を基地として支那を除くその近接地域に武力進出をしないこと

(2) 帝国は、公正なる極東平和確立後、仏領印度支那より撤兵する用意あること

(3) 帝国は、比島の中立を保証する用意あること

[1941/7/15] 『ユダヤ思想及運動』 by 四王天延孝 (1879/9/2-1962/8/8)

(1) 原著

⇒ <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1878651>

/ <https://bit.ly/3zl0ljv>

(2) 一部現代語化版(全文まで作成途上)

⇒

<https://docs.google.com/document/d/1gRUTTErkyGM7sxseabkmwKwIq91hxYZd/edit?usp=sharing&oid=101459707451073275716&rtpof=true&sd=true>

/ <https://bit.ly/3TMLeMw>

[1940/7/26] 基本国策要綱

(1) 原文

l ⇒ <https://dl.ndl.go.jp/pid/1445412/1/247>

/ <https://bit.ly/418wUCX>

|| => <https://dl.ndl.go.jp/pid/1449615/1/448>

/ <https://bit.ly/47YCDxh>

|| =>

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E5%9B%BD%E7%AD%96%E8%A6%81%E7%B6%B1>

/ <https://bit.ly/47EIKal>

(2) 修正版

【昭和15年(1940年)7月26日 閣議決定】

世界は今や、歴史的な一大転機に際会し、
数個の国家群の生成発展を基調とする新たな政治経済文化の創成を見んとし、
皇国また有史以来の大試練に直面する。
この秋に当たり真に肇国の大精神に基づく皇国の国是を完遂せんとせば、
右世界史的発展の必然的動向を把握して、
庶政百般にわたり速やかに根本的刷新を加え、
万難を排して国防国家体制の完成に邁進することをもって、
刻下喫緊の要務とする。
よって基本国策の大綱を策定すること左の如し。

基本国策要綱

一、根本方針

皇国の国是は、八紘を一字とする肇国の大精神に基づき世界平和の確立を招来することをもって根本とし、
先ず皇国を核心とし、日滿支の強固なる結合を根幹とする大東亜の新秩序を建設するにあり。
これがため皇国自ら速やかに新事態に即応する不拔の国家態勢を確立し、
国家の総力を挙げて右国是の具現に邁進する。

二、国防及外交

皇国内外の新情勢に鑑み、国家総力発揮の国防国家体制を基底とし、国是遂行に遺憾なき軍備を充実する。
現下の外交は、大東亜の新秩序建設を根幹とし、
先ずその重心を支那事変の完遂に置き、国際的大変局を達観し、
建設的にして且つ弾力性に富む施策を講じ、もって皇国国運の進展を期する。

三、国内態勢の刷新

内政の急務は国体の本義に基づき諸政を一新し、国防国家体制の基礎を確立するにあり、
これがため左記諸件の実現を期する。

1、国体の本義に透徹する教学の刷新と相俟ち、自我功利の思想を排し、国家奉仕の観念を第一義とする国民道徳を確立する。

2、強力なる新政治体制を確立し、国政の総合的統一を図る。

(イ)官民協力一致、各々その職域に応じ国家に奉公することを基調とする新国民組織の確立

(ロ)新政治体制に即応し得べき議会制度の改革

(ハ)行政の運用に根本的刷新を加え、その統一と敏活とを目標とする官界新態勢の確立

3、皇国を中心とする日滿支三国経済の自主的建設を基調とし国防経済の根基を確立する。

(イ)日滿支を一環とし、大東亜を包容する皇国の協同経済圏の確立

(ロ)官民協力による計画経済の遂行、特に主要物資の生産・配給・消費を貫く一元的統制機構の整備

(ハ)総合経済力の発展を目標とする財政計画の確立並びに金融統制の確立強化

(ニ)世界新情勢に対応する貿易政策の刷新

(ホ)国民生活必需物資、特に主要食糧の自給方策の確立

(ヘ)重要産業、特に重・化学工業及機械工業の画期的発展

(ト)科学の画期的振興並びに生産の合理化

(チ)内外の新情勢に対応する交通運輸施設の整備拡充

(リ)総合国力の発展を目標とする国土開発計画の確立

4、国是遂行の原動力たる国民の資質、体力の向上並びに人口増加に関する恒久的方策、特に農業及び農家の安定発展に関する根本方策を樹立

5、国策の遂行に伴う国民犠牲の不均衡の是正を断行し、厚生的諸施策の徹底を期するとともに、国民生活を刷新し、真に忍苦十年、時難克服に適應する質実剛健なる国民生活の水準を確保する。

(以上)

[1937/11/17] 大本营令

(1) 原文

⇒ <https://dl.ndl.go.jp/pid/1273538/1/44>

/ <https://bit.ly/3R0Yn5Z>

(2) 修正版

大本営令

昭和12年(1937年)11月17日 軍令第1号

第1条

天皇の**大纛**【たいとう】下に最高の統帥部を置き、これを大本営と称する。

大本営は戦時又は事変に際し、必要に応じこれを置く。

第2条

参謀総長及び軍令部総長は、各々その幕僚に長として**帷幄**【いあく】の**機務**【きむ】に奉仕し作戦を参画し、

終極の目的に考え、陸海両軍の**策応**協同を図ることを任とする。

第3条

大本営の編制及び勤務は別にこれを定める。

[1936/8/7] 国策の基準

(1) 原文

一九三六年八月七日(五相會議)

一、國家經綸ノ基本ハ大義名分ニ即シテ内、國礎ヲ鞏固ニシ外、國連ノ發展ヲ遂ケ帝國力名實共ニ東亞ノ安定勢力トナリテ東洋ノ平和ヲ確保シ世界人類ノ安寧福祉ニ貢献シテ茲ニ肇國ノ理想ヲ顯現スルニアリ帝國内外ノ情勢ニ鑑ミ當ニ帝國トシテ確立スヘキ根本國策ハ外交國防相俟ツテ東亞大陸ニ於ケル帝國ノ地歩ヲ確保スルト共ニ南方海洋ニ進出發展スルニ在リテ其ノ基準大綱ハ左記ニ據ル

(一) 東亞ニ於ケル列強ノ霸道政策ヲ排除シ眞個共存共榮主義ニヨリ互ニ慶福ヲ頒タントスルハ即チ皇道精神ノ具現ニシテ我對外發展政策上常ニ一貫セシムヘキ指導精神ナリ

(二) 國家ノ安泰ヲ期シ其ノ發展ヲ擁護シ以テ名實共ニ東亞ノ安定勢力タルヘキ帝國ノ地位ヲ確保スルニ要スル國防軍備ヲ充實ス

(三) 滿洲國ノ健全ナル發達ト日滿國防ノ安固ヲ期シ北方蘇國ノ脅威ヲ除去スルト共ニ英米ニ備ヘ日滿支三國ノ緊密ナル提携ヲ具現シテ我カ經濟的發展ヲ策スルヲ以テ大陸ニ對スル政策ノ基調トス而シテ之カ遂行ニ方リテハ列國トノ友好關係ニ留意ス

(四) 南方海洋殊ニ外南洋方面ニ對シ我民族的經濟的發展ヲ策シ努メテ他國ニ對スル刺戟ヲ避ケツツ漸進的和平的手段ニヨリ我勢力ノ進出ヲ計リ以テ滿洲國ノ完成ト相俟ツテ國力ノ充實強化ヲ期ス

二、右根本國策ヲ樞軸トシテ内外各般ノ政策ヲ統一調整シ現下ノ情勢ニ照應スル庶政一新ヲ期ス要綱左ノ如シ

(一) 國防軍備ノ整備ハ

(イ) 陸軍軍備ハ蘇國ノ極東ニ使用シ得ル兵力ニ對抗スルヲ目途トシ特ニ其在極東兵力ニ對シ開戦初頭一撃ヲ加ヘ得ル如ク在滿鮮兵力ヲ充實ス

(ロ) 海軍軍備ハ米國海軍ニ對シ西太平洋ノ制海權ヲ確保スルニ足ル兵力ヲ整備充實ス

(二) 我外交方策ハ一ニ根本國策ノ圓滿ナル遂行ヲ本義トシテ之ヲ綜合刷新シ軍部ハ外交機關ノ活動ヲ有利且圓滿ニ進捗セシムル爲内面的援助ニ勉メ表面的工作ヲ避ク

三、政治行政機構ノ刷新改善及財政經濟政策ノ確立其ノ他各般ノ施設運營ヲシテ右根本國策ニ適應セシムルカ爲左記事項ニ關シテハ適當ノ措置ヲ講ス

(イ) 國內輿論ヲ指導統一シ非常時局打開ニ關スル國民ノ覺悟ヲ鞏固ナラシム

(ロ) 國策ノ遂行上必要ナル産業竝ニ重要ナル貿易ノ振興ヲ期スル爲行政機構竝ニ經濟組織ニ適切ナル改善ヲ加フ

(ハ) 國民生活ノ安定、國民體力ノ増強、國民思想ノ健全化ニ就キ適切ナル措置ヲ講ス

(ニ) 航空竝ニ海運事業躍進ノ爲適當ナル方策ヲ講ス

(ホ) 國防及産業ニ要スル重要ナル資源竝ニ原料ニ對スル自給自足方策ノ確立ヲ促進ス

(ヘ) 外交機關ノ刷新ト共ニ情報宣傳組織ヲ充備シ外交機能竝ニ對外文化發揚ヲ活潑ニス

(2) 一部現代語化版

1936年8月7日(五相會議)

一 国家**経綸**の基本は大義名分に即して内、**国礎**を強固にし、外、国連の発展を遂げ、帝国が名実ともに東アジアの安定勢力となって、東洋の平和を確保し、世界人類の安寧福祉に貢献して、ここに**肇国**の理想を顕現するにあり。
帝国内外の情勢に鑑み、正に帝国として確立すべき根本国策は、外交・国防相まって東アジア大陸における帝国の**地歩**を確保するとともに、南方海洋に進出発展することにあつて、その基準大綱は左記による。

(一)東アジアにおける**列強**の**霸道**政策を排除し、真個、**共存共栄主義**により、互いに**慶福**を分かとうとするのは、すなわち皇道精神の具現にして、我が対外発展政策上、常に一貫させるべき指導精神である。

(二)国家の安泰を期しその発展を擁護し、もって名実ともに東アジアの安定勢力たるべき帝国の地位を確保するに要する国防軍備を充実する。

(三)満洲国の健全なる発達と日満国防の**安固**を期し、北方ソ連の脅威を除去するとともに、英米に備え日満支**3**国の緊密なる提携を具現して、我が**経済的**発展を策するをもって、大陸に対する政策の基調とする。
そうして、この遂行にあたっては、列国との友好関係に留意する。

(四)**南方海洋**、ことに**外南洋方面**(**南洋庁が統治する内南洋周辺の、特にオランダが領土としていた東南アジアやオセアニア地域**)に対し、
我が**民族的経済的**発展を策し、
努めて他国に対する**刺戟**を避けつつ、**漸進的和平的手段**により我が**勢力の進出**を計り、
もって**満洲国の完成と相まって国力の充実強化**を期す。

二 右根本国策を枢軸として内外各般の政策を統一調整し、現下の情勢に**照応**する**庶政**一新を期す。
要綱は左の通りである。

(一)国防軍備の整備は

(い)陸軍軍備は、ソ連の極東に使用し得る兵力に対抗するを目的とし、特に、その在極東兵力に対し開戦初頭、一撃を加え得るように在満鮮兵力を充実する。

(ろ)海軍軍備は、米国海軍に対し西太平洋の**制海権**を確保するに足る兵力を整備充実する。

(に)我が外交方策は、一に根本国策の円満なる遂行を**本義**として、これを総合刷新し、軍部は、外交機関の活動を有利かつ円満に進捗させるため、内面的援助に努め、表面的工作を避ける。

三 政治行政機構の刷新改善、及び、財政経済政策の確立、その他各般の施設運営をして、右根本国策に適應させるため、左記事項に関しては適当な措置を講ずる。

(い)国内世論を指導統一し、非常時局打開に関する国民の覚悟を強固にさせる。

(ろ)国策の遂行上、必要な産業並びに重要な貿易の振興を期すため、行政機構並びに経済組織に適切な改善を加える。

(は)国民生活の安定、国民体力の増強、国民思想の健全化について適切な措置を講ずる。

(に)航空並びに海運事業躍進のため、適当な方策を講ずる。

(ほ)国防及び産業に要する重要な資源並びに原料に対する自給自足方策の確立を促進する。

(へ)外交機関の刷新とともに情報宣伝組織を**充備**し、外交機能並びに**対外文化****発揚**を活発にする。

[1936/2/26] **決起趣意書 - 2・26事件**

(1) 原文

謹んで惟**(おもんみ)**るに我が神洲たる所以**(ゆえん)**は万世一系たる天皇陛下御統帥**(とうすい)**の下に挙国一体生成化育を遂げ遂に八紘一宇**(はっこういちう)**を完**(まっと)**うするの国体に存す。

此**(こ)**の国体の尊厳秀絶は天祖肇国**(ちようこく)**神武建国より明治維新を経て益々体制を整へ今や方**(まさ)**に万邦に向つて開頭進展を遂ぐべきの秋**(とき)**なり。

然**(しか)**るに頃来**(けいらい)**遂に不逞凶悪の徒簇出**(ぞくしゅつ)**して私心我慾**(がよく)**を恣**(ほしいまま)**にし

至尊絶対の尊厳を藐視**(びようし)**し僭上**(せんじょう)**之れ働き万民の生成化育を阻碍**(そがい)**して塗炭の痛苦を呻吟せしめ

随**(したが)**つて外侮外患日を逐**(お)**うて激化す、

所謂**(いわゆる)**元老、重臣、軍閥、財閥、官僚、政党等はこの国体破壊の元兇なり。

倫敦(ロンドン)[海軍]軍縮条約、並に教育総監更迭に於ける統帥権干犯
至尊兵馬大権の僭窃(せんせつ)を図りたる三月事件
或(あるい)は学匪(がくひ)共匪大逆教団等の利害相結んで陰謀至らざるなき等は最も著しき事例にして
その滔天(とうてん)の罪悪は流血憤怒真に譬(たと)へ難き所なり。
中岡、佐郷屋(さごや)、血盟団の先駆捨身、五・一五事件の憤騰(ふんとう)、相沢中佐の閃発となる寔(ま
こと)に故なきに非ず、
而(しか)も幾度か頸血(けいけつ)を濺(そそ)ぎ来つて今尚些(いささ)かも懺悔反省なく
然も依然として私権自慾に居つて苟且偷安(こうしよとうあん)を事とせり。
露、支、英、米との間一触即発して祖宗遺垂の此の神洲を一擲(いってき)破滅に墮せしむは火を賭(み)
るより明かなり。
内外真に重大危急今にして国体破壊の不義不臣を誅戮(ちゆうりく)し稜威(みいつ)を遮り御維新を阻止し
来れる奸賊(かんぞく)を芟除(さんじよ)するに非ずして宏謨(こうぼ)を一空せん。
恰(あたか)も第一師団出動の大命渙発せられ年来御維新翼賛を誓ひ殉死捨身の奉公を期し来りし帝都
衛戍(えいじゆ)の我等同志は、
将(まさ)に万里征途に登らんとして而も省みて内の亡[世]状に憂心転々禁ずる能はず。
君側の奸臣軍賊を斬除して彼の中枢を粉碎するは我等の任として能くすべし。

臣子たり股肱(ここう)たるの絶対道を今にして尽さずんば破滅沈淪(ちんりん)を翻すに由なし、
茲(ここ)に同憂同志機を一にして蹶起し奸賊を誅滅(ちゆうめつ)して大義を正し国体の擁護開頭に肝腦を
竭(つく)し
以つて神洲赤子の微衷を献ぜんとす。

皇神皇宗の神靈冀(こいねがわ)くば照覧冥助(めいじよ)を垂れ給はんことを！

昭和拾壹年貳月貳拾六日

陸軍歩兵大尉 野中四郎(1903/10/27-1936/2/29)

外同志一同

(編: 今井清一(1924-2022)、高橋正衛(1923-1999)『現代史資料 4 国家主義運動 1』(2004年
発行、みすず書房)による)

(2) 一部現代語化版

(今に生きる人たちが上の原文の内容を理解しやすいように最低限、表記上の修正を加えた趣意書。
この決起趣意書の内容と、あと、青年将校らが残した遺書の内容というのは興味深いところです。)

謹んで惟るに、我が神洲たる所以は、
万世一系たる天皇陛下ご統帥の下に拳国一体生成化育を遂げ遂に八紘一字を完うするの国体に存す。

この国体の尊厳秀絶は、天祖肇国・神武建国より明治維新(1868/1/3)を経て益々体制を整え、今やま
さに万邦に向かって開頭進展を遂ぐべきの秋なり。

然るに頃来、遂に不逞・凶悪の徒、簇出して私心・我慾を恣にし、
至尊絶対の尊厳を藐視し、僭上これ働き、万民の生成化育を阻害して、塗炭の痛苦を呻吟せしめ、
したがって外侮・外患、日を追うて激化す、
いわゆる元老・重臣・軍閥・財閥・官僚・政党等はこの国体破壊の元凶なり。

ロンドン海軍軍縮条約(署名: 1930/4/22, 発効:1930/10/27, 失効: 1936/12/31 (日本は
1936/1/12に脱退))ならびに真崎教育総監更迭(1935/7)における統帥権干犯、

至尊兵馬大権の僭窃を図りたる三月事件(1931/3/20)、

あるいは、学匪・共匪・大逆教団等の利害相結んで陰謀至らざるなき
等は最も著しき事例にして、その滔天の罪悪は、流血憤怒、誠に例え難きところなり。

中岡(1903-1980)(原敬暗殺事件(1921/11/4))・佐郷屋(1908-1972)(濱口首相遭難事件
(1930/11/14))・血盟団(1932/2-3)の先駆捨身、五・一五事件(1932/5/15)の憤騰、相沢中佐
(1889/9/6-1936/7/3)の閃発となる、誠に故なきに非ず、

しかも、幾度か頸血を注ぎ来つて、今なお、いささかも懺悔・反省なく、
然も依然として、私権・自欲において、苟且・偷安を事とせり。
露・支・英・米との間、一触即発して、祖宗遺垂のこの神洲を一擲破滅に墮せしむは、火をみるより明かなり。
内外、誠に重大危急、

今にして国体破壊の不義・不臣を誅戮し、
稜威を遮りご維新を阻止し来れる奸賊を芟除するに非ずして、
宏謨を一空せん。

あたかも第一師団出動の大命、渙発せられ、
年来ご維新翼賛を誓ひ殉死・捨身の奉公を期し来りし帝都衛戍の我ら同志は、正に万里征途に登らん
として、しかも省みて、内の亡状に憂心転々、禁ずる能わず。
君側の奸臣・軍賊を斬除して、かの中枢を粉碎するは、我らの任として良くなすべし。

臣子たり股肱たるの絶対道を今にして尽さずんば、破滅・沈淪を翻すに由なし、
ここに同憂同志、機を一にして決起し、奸賊を誅滅して、大義を正し、国体の擁護・開頭に肝腦をつくし、
もつて神洲赤子の微衷を献ぜんとす。

皇神皇宗の神靈、乞い願わくば、照覧・冥助を垂れ給わんことを！

[1923/8/7] 『フリーメイソンと世界革命』 by [フリードリヒ・ヴィヒトル \(1872-1921\)](#) & 東亜社編集部

(1) 原著

⇒ <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2388137/2?tocOpened=1>
/ <https://bit.ly/3NCPoVm>

(原々著: **Weltfreimaurerei - Weltrevolution - Weltrepublik [1921]**)

⇒ <https://archive.org/details/WeltfreimaurereiWeltrevolutionWeltrepublik/page/n9/mode/2up>
/ <https://bit.ly/3SO0Kql>)

(2) 一部現代語化版(全文まで作成途上)

⇒ <https://docs.google.com/document/d/13MHkgZNy4mBLJAjK5LH0kp1gX3VSNALK/edit?usp=sharing&oid=101459707451073275716&rtpof=true&sd=true>
/ <http://bit.ly/3DU8zqq>

[1903/12/28] 戦時大本営条例改正の件

(1) 原文

⇒ <https://dl.ndl.go.jp/pid/797814/1/12>
/ <https://bit.ly/3sChslC>

(2) 修正版

朕、戦時大本営条例改正の件を裁可し、ここにこれを公布せしむ。

戦時大本営条例

第1条

天皇の**大蠡**【たいとう】下に最高の統帥部を置き、これを大本営と称する。

第2条

大本営に幕僚及び各機関の高等部を置く。
その編制は別にこれを定める。

第3条

参謀総長及び海軍軍令部長は、各々その幕僚に長として**帷幄**【いあく】の**機務**【きむ】に奉仕し作戦を参画し、
終極の目的に考え、陸海両軍の**策応**協同を図ることを任とする。

第4条

陸海軍の幕僚は、各々その幕僚長の指揮を受け、計画及び軍令に関する事務を**掌**る。

第5条

各機関の高等部は、各々その幕僚長の指揮を受けて、当該事務を**統理**する。

[1893/5] 戦時大本営条例

(1) 原文

⇒ <https://dl.ndl.go.jp/pid/797981/1/143>
/ <https://bit.ly/49RfDSG>

(2) 修正版

朕、戦時大本営条例を裁可し、ここにこれを公布せしむ。

戦時大本営条例

第1条

天皇の**大蠡**【たいとう】下に最高の統帥部を置き、これを大本営と称する。

第2条

大本営にあつて**帷幄**【いあく】の機密に参与し、帝国陸海軍の大作戦を計画するのは、参謀総長の任とする。

第3条

幕僚は陸海軍将校をもつて組織し、その人員は別に定めるところによる。

第4条

大本営には各機関の高等部を置き、大作戦の計画に基づきその事務を**統理**させる。

[1890/11/29] 大日本帝国憲法

(1) 原文

⇒ <https://dl.ndl.go.jp/pid/787605/1/16>

/ <https://bit.ly/3MIRm7g>

(2) 修正版 (修正途上)

大日本帝国憲法

施行 明治**23**年(1890年)11月29日

告文

皇朕れ謹み畏み

皇祖

皇宗の神靈に誥け白さく皇朕れ天壤無窮の宏謨に循ひ惟神の宝祚を承継し旧図を保持して敢て失墜すること無し顧みるに世局の進運に膺り人文の發達に随ひ宜く

皇祖

皇宗の遺訓を明徴にし典憲を成立し**条章**を昭示し内はもって子孫の率由するところとなし外はもって臣民翼賛の道を広め永遠に遵行せしめ益々国家の丕基を鞏固にし八洲民生の慶福を増進すべし茲に皇室典範及び憲法を制定す惟ふに此れ皆

皇祖

皇宗の後裔に貽したまへる統治の洪範を紹述するに外ならず而して朕か躬に逮て時と俱に挙行することを得るは洵に

皇祖

皇宗及び我か

皇考の威靈に倚藉するに由らざるは無し皇朕れ仰て

皇祖

皇宗及び

皇考の神祐を禱り併せて朕か現在及び将来に臣民に率先し此の**憲章**を履行して愆らさらむことを誓ふ庶幾くは

神靈此れを鑒みたまへ

憲法発布勅語

朕国家の隆昌と臣民の慶福とをもつて中心の欣榮とし朕か祖宗に承くるの大権により現在及び将来の臣民に対し此の不磨の大典を宣布する。

惟ふに我か祖我か宗は我か臣民祖先の協力輔翼に倚り我か帝国を肇造しもつて無窮に垂れたり此れ我か神聖なる祖宗の威徳と並に臣民の忠実勇武にして国を愛し公に殉ひもつて此の光輝ある国史の成跡を貽したるなり朕我か臣民は即ち祖宗の忠良なる臣民の子孫なるを回想しその朕か意を奉体し朕か事を奨順し相与に和衷協同し益々我か帝国の光榮を中外に宣揚し祖宗の遺業を永久に鞏固ならしむるの希望を同くし此の負担を分つに堪ふることを疑はざるなり

朕祖宗の遺烈を承け万世一系の帝位を踐み朕か親愛するところの臣民は即ち朕か祖宗の惠撫慈養したまひしところの臣民なるを念ひその康福を増進しその懿徳良能を發達せしめむことを願ひ又その翼賛により与に俱に国家の進運を扶持せむことを望み乃ち明治**14**年**10**月**12**日の詔命を履踐し茲に大憲を制定し朕か率由するところを示し朕か後嗣及び臣民及び臣民の子孫たる者をして永遠に循行するところを知らしむ

国家統治の大権は朕かこれを祖宗に承けてこれを子孫に伝ふるところなり朕及び朕か子孫は将来此の憲法の**条章**に循ひこれを行うことを愆らざるべし

朕は我か臣民の権利及び財産の安全を貴重し及びこれを保護し此の憲法及び法律の範囲内においてその享有を完全ならしむべきことを宣言する。

帝国議会は明治**23**年をもつてこれを召集し議會開会の時をもつて此の憲法をして有効ならしむるの期とすべし

将来若此の憲法の或る**条章**を改定するの必要な時宜を見るに至らは朕及び朕か継統の子孫は発議の権を執りこれを議會に付し議會は此の憲法に定めたる要件によりこれを議決するの外朕か子孫及び臣民は敢てこれか紛更を試みることを得ざるべし

朕か在廷の大臣は朕かために此の憲法を施行するの責めに任すべく朕か現在及び将来の臣民は此の憲法に対し永遠に従順の義務を負ふべし

御名 御璽

明治**22**年**2**月**11**日

内閣総理大臣 伯爵 黒田清隆

枢密院議長伯爵 伊藤博文

外務大臣 伯爵 大隈重信

海軍大臣 伯爵 西郷従道

農商務大臣伯爵 井上馨

司法大臣 伯爵 山田顕義

大蔵大臣

兼内務大臣伯爵 松方正義

陸軍大臣 伯爵 大山巖

文部大臣 子爵 森有礼

逓信大臣 子爵 榎本武揚

第1章 天皇(1条~17条)

第1条 大日本帝国は、万世一系の天皇がこれを統治する。

第2条 皇位は、皇室典範の定めるところにより、皇男子孫がこれを継承する。

第3条 天皇は、神聖にして侵すべからず。

第4条 天皇は国の元首にして、**統治権を総攬**し、この憲法の条規によりこれを行う。

第5条 天皇は、帝国議会の協賛をもって、**立法権**を行う。

第6条 天皇は、法律を裁可し、その公布及び執行を命ずる。

第7条 天皇は帝国議会を召集し、その開会・閉会・停会及び**衆議院の解散**を命ずる。

第8条 1 天皇は、公共の安全を保持し、又はその災厄を避けるため、

緊急の必要により帝国議会閉会の場合において法律に代わるべき勅令を発する。

2 この勅令は、次の会期において帝国議会に提出すべし。

もし議会において承諾せざるときは、政府は将来に向かってその効力を失うことを公布すべし。

第9条 天皇は法律を執行するために、又は公共の安寧秩序を保持し及び臣民の幸福を増進するために

必要な命令を発し又は発させる。

ただし命令をもって法律を変更することを得ず。

第10条 天皇は、行政各部の官制及び文武官の俸給を定め、及び**文武官を任免**する。

ただし此の憲法又は他の法律に特例を掲げたものは各々その条項による。

第11条 天皇は、**陸海軍を統帥**する。

第12条 天皇は、**陸海軍の編制**及び**常備兵額**を定める。

第13条 天皇は、**戦を宣し、和を講し**、及び諸般の**条約を締結**する。

第14条 1 天皇は戒厳を宣告する。

2 戒厳の要件及び効力は、法律をもってこれを定める。

第15条 天皇は、爵位・勲章及びその他の栄典を授与する。

第16条 天皇は、大赦・特赦・減刑及び復権を命ずる。

第17条 摂政を置くのは、皇室典範の定めるところによる。

2 摂政は、天皇の名において大権を行う。

第2章 臣民権利義務(18条～32条)

第18条 日本臣民たるの要件は法律の定めるところによる

第19条 日本臣民は

法律命令の定めるところの資格に応じ

均く文武官に任せられ及びその他の公務に就くことを得

第20条 日本臣民は法律の定めるところに従ひ兵役の義務を有する。

第21条 日本臣民は法律の定めるところに従ひ納税の義務を有する。

第22条 日本臣民は法律の範囲内において居住及び移転の自由を有する。

第23条 日本臣民は法律によるに非ずして逮捕監禁審問処罰を受くことなし

第24条 日本臣民は法律に定めたる裁判官の裁判を受くるの権を奪はるゝことなし

第25条 日本臣民は法律に定めたる場合を除く外その許諾なくして住所に侵入せられ及び搜索せらるゝことなし

第26条 日本臣民は

法律に定めたる場合を除く外

信書の秘密を侵さるゝことなし

第27条 1 日本臣民はその**所有権**を侵さるゝことなし

第27条 2 公益のため必要な処分は法律の定めるところによる

第28条 日本臣民は安寧秩序を妨げず及び臣民たるの義務に背かざる限において信教の自由を有する。

第29条 日本臣民は

法律の範囲内において

言論著作印行集会及び結社の自由を有する。

第30条 日本臣民は相当の敬礼を守り別に定めるところの規程に従ひ請願をなすことを得

第31条 本章に掲げたる条規は

戦時又は国家事変の場合において

天皇大権の施行を妨ぐるることなし

第32条 本章に掲げたる条規は陸海軍の法令又は紀律に抵触せざるものに限り軍人に準行する。

第3章 帝国議会(33条～54条)

第33条 帝国議会は貴族院衆議院の両院をもって成立する。

第34条 貴族院は貴族院令の定めるところにより皇族華族及び勅任せられたる議員をもって組織する。

第35条 衆議院は選挙法の定めるところにより公選せられたる議員をもって組織する。

第36条 何人も同時に両議院の議員たることを得ず

第37条 全て法律は帝国議会の協賛を経るを要する。

第38条 両議院は

政府の提出する法律案を議決し

及び各々法律案を提出することを得

第39条 両議院の一において否決したる法律案は

同会期中において再び提出することを得ず

第40条 両議院は

法律又はその他の事件に付

各々その意見を政府に建議することを得

ただしその採納を得ざるものは

同会期中において再び建議することを得ず

第41条 帝国議会は毎年これを召集する。

第42条 帝国議会は三箇月をもって会期とす必要ある場合においては勅命をもってこれを延長することあるべし

第43条 臨時緊急の必要ある場合において常会の外臨時会を召集すべし

2 臨時会の会期を定めるは勅命による

第44条 帝国議会の開会閉会会期の延長及び停会は両院同時にこれを行うべし

2 衆議院解散を命せられたるときは貴族院は同時に停会せらるべし

第45条 衆議院解散を命せられたるときは勅命をもって新に議員を選挙せしめ解散の日より五箇月以内

にこれを召集すべし

第46条 両議院は

各々その総議員3分の1以上出席するに非されは
議事を開き議決をなすことを得ず

第47条 両議院の議事は過半数をもって決す可否同数なるときは議長の決するところによる

第48条 両議院の会議は公開すただし政府の要求又はその院の決議により秘密会となすことを得

第49条 両議院は各々天皇に上奏することを得

第50条 両議院は臣民より呈出する請願書を受くことを得

第51条 両議院は

此の憲法及び議院法に掲ぐるものゝ外
内部の整理に必要な諸規則を定めることを得

第52条 両議院の議員は議院において発言したる意見及び表決に付院外において責めを負ふことなし
ただし議員自らその言論を演説刊行筆記又はその他の方法をもって公布したるときは一般の法律により
処分せらるべし

第53条 両議院の議員は現行犯罪又は内乱外患に関する罪を除く外会期中その院の許諾なくして逮捕せ
らるゝことなし

第54条 国務大臣及び政府委員は何時たりとも各議院に出席し及び発言することを得

第4章 国務大臣及び枢密顧問(55条・56条)

第55条 1 国務各大臣は天皇を輔弼し、その責めに任ずる。

2 全て法律・勅令その他国務に関する詔勅は、国務大臣の副署を要する。

第56条 枢密顧問は、枢密院官制の定めるところにより、天皇の諮詢に応え重要な国務を審議する。

第5章 司法(57条～61条)

第57条 1 司法権は

天皇の名において
法律により
裁判所これを行う。

2 裁判所の構成は
法律をもってこれを定める。

第58条 裁判官は法律に定めたる資格を具ふる者をもってこれに任ずる。

2 裁判官は刑法の宣告又は懲戒の処分に由るの外その職を免せらるゝことなし

3 懲戒の条規は法律をもってこれを定める。

第59条 裁判の対審判決はこれを公開すただし安寧秩序又は風俗を害するの虞あるときは法律により
又は裁判所の決議をもって対審の公開を停むることを得

第60条 特別裁判所の管轄に属すべきものは別に法律をもってこれを定める。

第61条 行政官庁の違法処分に由り権利を傷害せられたりとするの訴訟にして

別に法律をもって定めたる行政裁判所の裁判に属すべきものは司法裁判所において受理するの限に
在らず

第6章 会計(62条～72条)

第62条 新に租税を課し及び税率を変更するは法律をもってこれを定めるべし

2 ただし報償に属する行政上の手数料及びその他の収納金は前項の限に在らず

3 国債を起し及び予算に定めたるものを除く外国庫の負担となるべき契約をなすは帝国議会の協賛を
経べし

第63条 現行の租税は更に法律をもってこれを改めざる限は旧によりこれを徴収する。

第64条 国家の歳出歳入は毎年予算をもって帝国議会の協賛を経べし

2 予算の款項に超過し又は予算の外に生じたる支出あるときは後日帝国議会の承諾を求むるを要す
る。

第65条 予算は前に衆議院に提出すべし

第66条 皇室経費は

現在の定額により
毎年国庫よりこれを支出し
将来増額を要する場合を除く外
帝国議会の協賛を要せず

第67条 憲法上の大権に基づける既定の歳出

及び法律の結果に由り又は法律上政府の義務に属する歳出は
政府の同意なくして
帝国議会これを廃除し又は削減することを得ず

第68条 特別の須要に因り

政府は予め年限を定め
継続費として帝国議会の協賛を求むることを得

第69条 避くへからざる予算の不足を補ふために

又は予算の外に生じたる必要の費用に充つるために
予備費を設くべし

第70条 公共の安全を保持するため

緊急の需用ある場合において
内外の情形に因り
政府は帝国議会を召集すること能はさるときは
勅令により
財政上必要の処分をなすことを得

2 前項の場合においては

次の会期において
帝国議会に提出し
その承諾を求むるを要する。

第71条 帝国議会において

予算を議定せず

又は予算成立に至らざるときは

政府は前年度の予算を施行すべし

第72条 国家の歳出歳入の決算は会計検査院これを検査確定し政府はその検査報告と共にこれを帝国議会に提出すべし

2 会計検査院の組織及び職権は法律をもってこれを定める。

第7章 補則(73条~76条)

第73条 1 将来此の憲法の条項を改正するの必要あるときは勅命をもって

議案を帝国議会の議に付すべし

2 此の場合において

両議院は各々その総員3分の2以上出席するに非されは議事を開くことを得ず

出席議員3分の2以上の多数を得るに非されは

改正の議決をなすことを得ず

第74条 皇室典範の改正は帝国議会の議を経るを要せず

2 皇室典範をもって此の憲法の条規を変更することを得ず

第75条 憲法及び皇室典範は摂政を置くの間これを変更することを得ず

第76条 1 法律規則命令又は何等の名称を用ゐたるに拘らず

此の憲法に矛盾せざる現行の法令は総て遵由の効力を有する。

第76条 2 歳出上政府の義務に係る現在の契約又は命令は総て**第67条**の例による